

指導資料

鹿児島県総合教育センター

生徒指導 第49号

—小、中、高等学校対象—

平成14年11月発行

生徒指導における行動連携の在り方 —学校間連携を中心に—

喫煙や暴力行為など目に見える課題に加えて、最近では悩みや不安、ストレス等を抱えている児童生徒の心の問題をはじめとする目に見えない課題への取組が必要となるなど、学校は生徒指導上の課題解決に当たって幅広い対応が求められている。

これまで生徒指導上の課題への対応に当たって、多くの学校では、授業や学級経営を円滑に進めていくための工夫を重ね、教師と児童生徒との間で共感的な人間関係や信頼関係を築き、さらに、問題行動の前兆を的確にとらえ対応しようと努力してきている。しかしながら、学校間の連携を考えると、各種の連絡会の開催を通して連携が図られているが、問題行動に関する情報交換が中心になりがちになり、適切な役割分担の下に一体となって対応することが十分でなかったように思われる。

このような状況の中、「送り出す学校」と「迎え入れる学校」が共有した情報を基に共通の活動に取り組み、様々な観点から問題行動の前兆を発見し、適切かつ迅速な対応を図ることが大切になってきている。また、児童生徒が抱える問題を解決するに当たり、継続的な助言・援助などを行うことが必要となっ

てきている。

そこで、本稿では学校間の連携を深め、一貫した生徒指導を行う行動連携の在り方について述べる。

1 情報連携と行動連携

(1) 情報連携とは

生徒指導上の課題に関する情報交換による学校間の連携を意味している。

例えば、幼・小連絡会、小・中連絡会、地区の生徒指導担当者会等で行われる情報交換を中心にした連携である。

(2) 行動連携とは

生徒指導上の課題に関する情報を共有し、対応方針についての共通理解や適切な役割分担を行い、一体となって取り組む連携を意味している。

例えば、不審者出没の情報を基に、登下校指導を学校間で取り組んだり、児童生徒の基本的な生活習慣の定着に共通して取り組む連携である。

2 行動連携の意義

これまでの学校間の情報連携に加えて、行動連携を進める意義としては、次のよう

なことが考えられる。

- (1) 各学校内での教職員のより機能的な指導体制を確立することができる。

教職員が、連携の在り方について自らの学級経営、教科指導、生徒指導などを基に率直に考えを出す機会が多くなる。それにより、教職員の共通理解が深まり、指導体制が確立してくる。

- (2) 学校間の教職員の信頼関係を深めることができる。

教職員が、お互いに実践の状況を把握し指導の在り方を学ぶことにより、自らの教育実践に役立てることができ信頼関係が深まる。

- (3) 緊急時の迅速な対応や問題発生を防止することができる。

生徒指導上必要な情報の交換が日常的に行われるので、生徒指導上のトラブルへの対応が図りやすくなったり、問題行動の発生を未然に防止できたりする。

3 行動連携の進め方

異校種間の行動連携を進めるに当たっては、連携が一時的なものにならないように、組織的で継続的な取組が必要になってくる

- (1) 連携運営委員会を設置する。

各学校から委員を数人ずつ出し、連携運営委員会（仮称）を組織する。この委員には、校長（教頭）、教務主任、生徒指導主任、養護教諭等が考えられる。

- (2) 連携運営委員会を定期的に実施する。

連携運営委員会を定期的に行い、行動連携の在り方の共通理解を基に、具体的な活動を計画する。

なお、連絡体制等のマニュアルを作成し、緊急の場合にも具体的に機能するように役割分担等を確認しておく。

- (3) 具体的な活動を実施する。

連携運営委員会で情報交換を行い、具体的な取組について、各学校の役割を確認するとともに、これまでの取組の見直しを行う。

また、校種を超えた授業参観の折、生徒指導上の視点から参観し、学校間で共通して取り組む活動を計画する。

4 行動連携の活動例

行動連携の活動には、異校種間の教職員の定期的な活動と問題行動が発生した時の活動などがある。ここでは、これらの活動例を紹介する。

- (1) 定期的な行動連携

小・中・高等学校が合同で実施している研修会において、学校や地域の実態に応じた工夫を図ることによって、より一体となった活動を行うことができる。

小・中・高合同研修会

1 趣旨

異校種の教職員が一堂に会して授業を参観し、学習面や生活面について話し合うことにより、学校間の連携を深めるとともに、各学校の今後の学習指導や生徒指導の充実を図る。

2 日時 平成 14 年 5 月〇日〇曜日

14：30～17：00

3 場所 〇〇中学校 図書室

4 参加者 小・中・高等学校の教職員

5 日程・内容

(1) 授業参観（全学級） 14:30 ～ 15:20

次の生徒指導上の視点等も含めて参観するようにする。

- ① 生徒が意欲的に授業に参加しているか。
- ② 生徒の発表やグループ活動が活発であるか。
- ③ 生徒間や教師との人間関係は望ましいか。
- ④ 生徒指導上、留意することはないか。

(2) 全体会 15:35 ～ 17:00

テーマ

「子どもを育てる小・中・高連携について」

学習指導に関する意見交換

○ 基礎学力の定着（高校入試の結果から）

○ 指導法について

生徒指導に関する意見交換

○ 各学校の現状と課題

○ 学校間連携の進め方

【全体会で確認された取組】

- ・ 課題についての取組の共通理解を図るために連携運営委員会を開くこと。
- ・ 教職員が合同で行う活動を計画すること。

こうした合同研修会は、従来の研修会に比べて次の点で充実している。

- 合同研修会は、入学前後の時期に意図的に設定し、5月に中学校で、2月に小

学校で、年2回開催していること。

- 生徒指導の観点で全学級の授業の様子を自由に参観していること。
- 全体会で、各学校の課題を出し合い、共通して取り組む活動の方向性について話し合っていること。

その後、この合同研修会を受けて開かれた連携運営委員会では、人間関係をうまくはぐくめない児童生徒への対応について、あいさつ運動などの合同活動を実施する方向で話し合った。

(2) 問題行動の発生時の行動連携

日々の学校生活では、児童生徒が思わぬ問題行動を引き起こすことがある。そこで、中学校で発生した次の問題行動を例に、その対応について述べる。

例 最近、ある中学校の校舎周辺にたばこの吸い殻が落ちている。誰かたばこを吸う生徒がいるのではないかと思案していた折、3年生のA君が朝自習の時間にトイレでたばこを吸っているのを他学年の先生が見付けた。

① 喫煙を発見した職員の対応

喫煙しているA君を見付けた教師は、その場で厳しく注意するのではなく、落ち着いて話のできる場を設定し、A君の気持ちに沿いながら指導をする。

② 担任と生徒指導委員会の対応

ア 担任

- ・ 喫煙を始めた時期、喫煙場所、保護者による喫煙の認知度などを把握する

- ・ 家庭での生活，学校での生活，友人関係，学習状況，進路，悩みなどを話題にしながら，生徒理解に努める。
- ・ 今回の事態を十分に受け止めさせ，どのように自分の生活を見直すかについて自己決定を促す。

イ 生徒指導委員会

- ・ 今後の具体的な指導方法や対応について共通理解を図る。
- ・ 保護者との面談について，対応する職員，学校としての対応の在り方，家庭での本人へのかかわり方等を確認する。
- ・ 今回の事例では，喫煙を始めた時期が小学校段階であったことを考慮して，小・中学校が連携して取り組む必要があることを連携運営委員会へ提案する。

③ 保護者への対応

- ・ 担任及び生徒指導委員会委員から経過を説明するとともに，保護者と学校が今後どのように対応するかについて話し合う。
- ・ 保護者には，今後の生活の在り方について本人と十分に時間をかけて話し合うように勧める。
- ・ 学校や家庭における本人の生活状況について，お互いに連絡を取り合うことを確認する。

④ 連携運営委員会での対応

- ・ 今回の事例に対応するために，小学校での指導状況等について情報を提供する。

- ・ 喫煙の実態を把握するために，アンケート調査を実施するとともに，調査結果を基に，禁煙指導の在り方を話し合う。
- ・ 従来から各学校で実施している校区巡回指導の中に，喫煙への対応を含めていくことを確認する。
- ・ 連携運営委員会で喫煙の実態及び禁煙指導に関するリーフレットを作成する。
- ・ 作成したリーフレットを学級PTAや地区PTA等で活用し，啓発を図っていく。
- ・ 今回の事態を受けて，学年朝会等で発達段階に応じた禁煙指導を行うことを確認する。
- ・ 禁煙指導を充実するために，各学校において指導計画への位置付けを検討するとともに，教材作成に取り組む。

生徒指導上の課題への対応は，各学校がこれまでの取組を見直し，充実させていくことが基本である。

その中で学校間の行動連携を進める際は，合同で実施することにより効果が得られると思われる教職員の活動を特定し，連携運営委員会での協議を通して活動の具体化を図ることが肝要である。

【参考文献】

「心と行動のネットワーク」 平成13年4月
少年の問題行動等に関する調査研究協力者会議
(教育経営研修室)